

議案第19号

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に
ついて

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 榎林 力也

(提案理由)

し尿の収集及び運搬手数料額の改正に伴い、山都町廃棄物の処理及
び清掃に関する条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長職務代理者 山都町副町長

山都町条例第 号

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年山都町条例第104号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「11.0円」を「15.0円」に改める。

第10条第1項中「かかる」を「係る」に、「以下この条」を「次項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年条例第104号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) し尿 1リットルにつき<u>11.0円</u>(消費税相当額を含む。)。ただし、処理量に乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。</p> <p>(指定収集袋等による手数料の納付)</p> <p>第10条 ごみの収集、運搬及び処分にかか<u>る</u>手数料については、町が指定するごみ袋(以下この条において「指定収集袋」という。)又は粗大ごみに貼るシール(以下この条において「指定収集シール」という。)を購入する方法により、納付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) し尿 1リットルにつき<u>15.0円</u>(消費税相当額を含む。)。ただし、処理量に乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。</p> <p>(指定収集袋等による手数料の納付)</p> <p>第10条 ごみの収集、運搬及び処分に<u>係る</u>手数料については、町が指定するごみ袋(次項において「指定収集袋」という。)又は粗大ごみに貼るシール(以下この条において「指定収集シール」という。)を購入する方法により、納付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

し尿の収集及び運搬手数料について

1 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

本町のし尿及び浄化槽汚泥については、収集運搬許可業者（2社）により収集し、千滝クリーンハウスで全量を処理しています。

○し尿・浄化槽処理の状況

人数	H29	H30	R1	R2	R3	R4
し尿	5,202	4,765	4,344	4,045	3,615	3,383
浄化槽	10,299	10,323	10,395	10,401	10,186	10,084

○し尿・浄化槽汚泥の処理量

(単位：kℓ)

処理量	H29	H30	R1	R2	R3	R4
し尿	3,952	3,829	3,797	3,742	3,574	3,397
浄化槽	11,670	11,858	11,970	12,135	11,691	11,494
合計	15,622	15,687	15,767	15,877	15,266	14,891

2 し尿の収集及び運搬手数料の改定について

し尿の収集及び運搬手数料は、「山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第9条第2項第2号」にて、1リットルにつき11.0円（消費税含む）と規定しています。

令和5年10月に、本町の一般廃棄物収集運搬許可業者2社より、「し尿汲み取り料金の改定」についての陳情書の提出を受け、料金改定について協議を行いました。

①陳情書による料金改定の事由

- ・車両購入費、管理費及び燃料費等の価格高騰
- ・し尿汲み取り件数は減少しているが、移動に距離等は変わらない
- ・職員確保のための賃金改定
- ・働き方改革及び安全な事業継続に対応するための人員数増

②し尿の収集及び運搬手数料の改定経緯

消費税の事由を除くと、平成22年4月から13年間改定されていません

- ・平成5年3月 7.5円/ℓ → 8.0円/ℓ 消費税3%開始
- ・平成9年4月 8.0円/ℓ → 8.4円/ℓ 消費税5%へ
- ・平成22年4月 8.4円/ℓ → 10.5円/ℓ 物価高騰等による
- ・令和元年10月 10.5円/ℓ → 11.0円/ℓ 消費税10%へ

③し尿の収集及び運搬に係る収支状況

○収集車1台のし尿の収集運搬量及び手数料（月平均）

	平成22年	令和5年	比較
収集運搬量	86,395ℓ	82,839ℓ	3,556ℓ（4.1%）減少
手数料	950,345円	911,229円	39,116円の減額

○し尿の収集及び運搬に係る費用（月平均）

・作業員2名人件費（給与、賞与、法定福利費）

平成22年	令和5年	比較
477,237円	660,050円	182,813円（38%）増額

・車両維持管理費（燃料費、オイル、修繕費、部品代等）

平成22年	令和5年	比較
150,887円	217,918円	67,031円（44%）増額

・車両購入費（減価償却費、保険料、公租公課費）

平成22年	令和5年	比較
162,035円	212,163円	50,128円（31%）増額

・利益（利益率：費用の15%）

平成22年	令和5年	比較
118,524円	163,520円	44,996円（38%）増額

・合計

平成22年	令和5年	比較
908,683円	1,253,651円	344,968円（38%）増額

○し尿1リットルあたりの収集運搬経費

平成22年	令和5年	比較
10.5円	15.1円	4.6円（43%）増額

④手数料改定額について

し尿収集運搬業務は、町民の生活に必要な業務であり、今後も安定的な業務継続が必要になるため、手数料の改定を計画します。

し尿の収集及び運搬手数料 現行11円/ℓを15円/ℓに改定
周知期間を考慮し、令和6年6月1日から適用